

鳥の眼で俯瞰して 広告から未来への礎を築く

主軸業務の3つの視点



広告を利用したい 事業者様へ

- ・強みの掘り起こしと整理
- ・チラシデザイン、製品サービス紹介ページ制作
- ・屋外広告物に関する手続き

宣伝広告の
礎を築く



広告サービスを担う 協力事業者様へ

- ・道路使用許可、道路占用許可申請
- ・屋外広告業、電気工事業等の各種業の登録手続き
- ・変更、更新等の届出

行政手続きは
信用の証



強みを支える バックオフィス支援

- ・国・地方の補助金導入支援
- ・契約書、社内文書作成
- ・業務課題の整理と提案
- ・BCP（事業継続計画）作成

手続きだけで
終わらない

法令順守は日頃からの情報収集等、不断の努力が必要です。
日頃から相談できる行政書士の存在は大きな武器になります！

必要に応じて、他士業等の専門家をご紹介する場合も
ございます。

デジタル支援に
も強い行政書士

広告を軸に、未来への礎を築く

アイアンバード行政書士事務所

行政書士 村田 和也（日本行政書士会連合会 第24260687号）

〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町1-1-20 新賑橋ビル4階

TEL: 080-6374-4351 MAIL: office-ironbird@ironbird.jp

Web: <https://ironbird.jp/>

アイアンバード行政書士事務所 🔍

詳しくはこちら



看板のお手続き、大丈夫ですか？

ビルの売買・賃貸・譲渡・相続の際に、既に看板が設置されている場合、屋外広告物に関して行政へのお手続きが必要な場合がございます。

怠った場合、法令により罰則が科される場合がございます。



屋外広告物に関するお手続き

屋外広告物の数量、材質、デザインが変更となった場合や、設置者や管理者等の情報に変更が生じた場合は、別途お手続きが必要となります。

道路に関するお手続きが必要な場合も

突き出し看板等、上空を含む敷地外の道路を占有している場合、道路占有許可申請が必要となります。

占有者の社名、住所や氏名が変更になった場合や、売買等で占有者が変わった場合は別途手続きが必要となります。

怠った場合は罰則以外にも…

法令違反は企業イメージ低下につながるだけではありません。

重大な事故が発生した際に業務上過失致死罪にも問われた事例も存在します。

行政へのお手続きの代理書類作成は行政書士へ！

行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となります。

屋外広告物のお手続きのことなら

アイアンバード行政書士事務所

行政書士 村田 和也 (日本行政書士会連合会 第24260687号)

〒556-0016 大阪府大阪市浪速区元町1-1-20 新賑橋ビル4階

TEL: 080-6374-4351 MAIL: office-ironbird@ironbird.jp

Web: <https://ironbird.jp/>

アイアンバード行政書士事務所 🔍

ご相談はこちら

